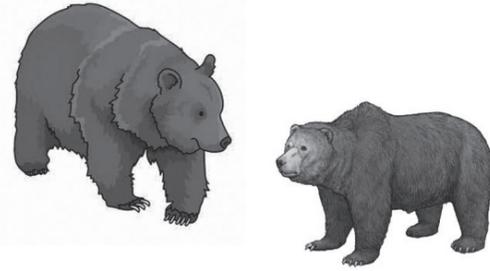


春はヒグマに 注意!

令和6年 春のヒグマ注意特別期間
4月1日(月)～5月31日(金)

被害に遭わないために

- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 一人では野山に入らない
- 野山では音を出しながら歩く
- 薄暗いときには行動しない
- フンや足跡を見たら引き返す
- 食べ物やごみは必ず持ち帰る



林野火災危険期間のお知らせ

- 危険期間 4月1日～6月30日
- 強調期間 4月10日～5月20日

4～6月にかけては、晴れて乾燥した日が続きますので、火災が発生しやすい時期となります。またこの時期は、仕事はもちろんのこと、山菜採りや魚釣りなどレクリエーションの機会も多くありますので、十分注意しましょう。

林野火災の原因の多くは、焚き火やごみ焼き、たばこなどの火の不始末です。令和5年におけるオホーツク管内での林野火災の発生は、3件でした。全道では、19件発生し、面積53.07ha(被害額2,352千円)の被害状況となっています。

■問合せ 訓子府町林野火災予消防対策協議会(農林商工課内 ☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

◎火災が発生しやすいこの期間は、造林・農地造成などによる火入れはしないようにしましょう(危険期間後に火入れをする場合は「火入れの許可」が必要です)

◎危険期間(4月1日～6月30日)は、道有林・町有林は一般の入林ができません。危険期間後に入林する場合は、入林許可が必要になります

■問合せ 農林商工課林務係(☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

春の火災予防運動 4月20日(土)～30日(火)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時期です。この期間の火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。

■ごみ焼きなどの野外焼却は禁止されています

農業や林業などを営む上で、やむを得ない場合を除き、ごみ焼きなどの野外焼却は禁止されています。火災の原因の多くは、ごみ焼きやたばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。ちょっとした不注意から大きな火災になりますので、絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯れ草や作物の殻焼きなどを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから実施してください。火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、火災にならないように注意しましょう。



■問合せ 消防署訓子府支署(☎ 47-2419)

令和6年春の全国交通安全運動 4月6日(土)～15日(月)

4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。運転者および歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、正しい交通ルールとマナーについて、家庭や学校、職場での話し合いや指導を行い、子どもや高齢者を事故から守りましょう。

■運動の重点

- 子どもが安全に通行できる道路や交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルールの順守
- 飲酒運転の根絶
- スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底



訓子府町・北見警察署訓子府駐在所・交通安全協会

フッ素で虫歯を予防

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯予防のため、フッ素塗布を受けましょう。町では「フッ素塗布受診券」を配布しています。受診方法に関する詳しい内容については、対象年齢のお子さんがある家庭に個別にお知らせします。受診券で一部料金助成が受けられますので、ぜひご活用ください。

- 対象 1歳から未就学児
- 実施機関 町内の歯科医院
- 自己負担 800円(受診券で1,600円の助成が受けられます)



予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長とともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱まるため、病気を予防し、元気に成長するためには予防接種を受けることが大切です。予防接種を正しく理解し、必要な時期に、必要な予防接種を受けましょう。

予防接種の内容については、新生児訪問などで個別にお知らせしていますが、転入などにより、各予防接種受診票がお手元にない場合は、ご連絡ください。

■予防接種を受け忘れていませんか

母子手帳を確認してみましょう。予防接種のスケジュール管理には、「くんねっぷ子育てアプリ」もぜひご活用ください。接種回数、接種間隔、接種期間についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。



◀「くんねっぷ
子育てアプリ」

■問合せ 子ども未来課子ども支援係(☎ 47-2367 認定こども園内)